

災害時における求職者給付の特例措置について

令和8年1月21日からの大雪による被害の影響に係る災害救助法適用に伴い、山形労働局では、災害時における求職者給付に関して、以下の特例措置を設けました。

ハローワークへ来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱いについて

失業給付を受給している方が、大雪の影響により指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることによって失業の認定日を変更することができます。
失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

災害救助法適用時における支援策について

○災害時における求職者給付の支給に関する特例措置

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、災害時における求職者給付を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、災害時における求職者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：令和8年2月5日現在、災害救助法の適用を受けた市町村は、新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村、尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町です。）

（注②：雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。）

（注③：災害により直接被害を受け休業した場合が対象となります。）

3 制度の留意事項

本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

この制度内容の手続きなど詳しいことは、お住まいを管轄するハローワークまたは山形労働局職業安定課にお問い合わせください。

（対象地域管轄ハローワーク）

ハローワーク新庄 TEL0233-22-8609
ハローワーク長井 TEL0238-84-8609

ハローワーク村山 TEL0237-55-8609

（その他地域管轄ハローワーク）

ハローワーク山形 TEL023-684-1521
ハローワーク米沢 TEL0238-22-8155
ハローワーク酒田 TEL0234-27-3111

ハローワーク鶴岡 TEL0235-25-2501
ハローワーク寒河江 TEL0237-86-4221
山形労働局職業安定課 TEL023-626-6109